

2008年11月4日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

全国生活と健康を守る会大分県連合会
会長 福間健治

平素より、県民の暮らしと福祉の向上のために、ご尽力していただいていることに、敬意を表します。

さて、福田首相のきわめて無責任な政権投げ出しは、自公政治の末期的状況を示すものです。麻生新首相が誕生しましたが、国民の暮らしを痛めつけてきた反省もなければ、打開策も示しえません。

県民生活は、税制、雇用、社会保障改悪で貧困と格差は拡大しています。そのうえ原油・物価高騰などにより、窮地に追いやられています。

このようななか、大分県政が国の悪政の防波堤となり、憲法を遵守し、低所得者の暮らしと福祉を守るために、その役割を大いに発揮することが求められています。

つきましては、下記要望事項について、誠意をもって文書回答をしていただくようお願いします。

要望書(案)

(税制)

- 1、低所得者ほど重い負担となる消費税の増税計画は中止するよう国に要請すること。
- 2、年金生活者など低所得者には、個人県民税の軽減措置をおこなうこと。

(教育)

- 1、就学援助制度の支給内容を拡充し、適用基準を引き上げ、活用を促進すること。
- 2、低所得者家庭の生徒が安心して就学できるように、奨学資金制度を拡充すること。
- 3、教員採用と教頭・校長の昇進に絡む贈収賄事件の真相究明と抜本的な再発防止策を県民の前に明らかにすること。

(介護保険・高齢者対策)

- 1、介護報酬の引き上げ、国庫負担の増額を国に要求すること。
- 2、介護保険料・利用料軽減のため、市町村へ県の助成をおこなうこと。
- 3、特別養護老人ホームなどの施設整備を促進すること。介護の取り上げは是正し、必要な介護が利用できるようにすること。

(障がい者対策)

- 1、障害者自立支援法は撤回し、障害者が地域・施設で安心して生活のできるように抜本的な見直しを国に要求すること。当面、県独自の負担軽減制度をさらに拡充すること。
- 2、遅れている精神障害者に対する施策を拡充すること。

(母子福祉対策)

- 1、児童扶養手当の支給制限は撤廃すること。

(国民健康保険)

- 1、国民健康保険の国庫負担の増額を国に要求すること。また国保税をひきさげるため、市町村国保財政への支援を強めること。
- 2、短期保険証や資格証明書の発行は原則中止し、被保険者の受診権を保障するように市町村を指導すること。義務教育の児童・生徒には資格証明書の発行は直ちに中止すること。
- 3、一部負担金免除制度は実態に即した利用しやすいものに改善すること。

(医療制度)

- 1、後期高齢者医療制度は廃止するように国に要求すること。当面、低所得者の保険料、特定検診・保健指導等については県が助成すること。また市町村でおこなってきた針灸・マッサージなどの施策が従来どおり実施できるように、県としても財政支援をおこなうこと。
- 2、医療費適正化計画は中止し、安心して入院治療・療養できるようにすること。
- 3、乳幼児医療費助成は、就学前まで無料化すること。

(県営住宅)

- 1、入居収入基準の引き下げを撤回するように国に要求すること。
- 2、低所得者・高齢者・母子・障害者が入居できる公営住宅を大量に建設すること。
- 3、家賃減免基準は生活保護基準の変更に基づいて改定すること。駐車場料減免規定も拡充すること。
- 4、県営住宅入居者からの修理・修繕・改善要求は速やかにおこなうこと。
- 5、住宅のバリアフリー化を推進すること。当面、高齢者入居者の浴槽低層化やシャワー設置を計画的にすすめること。

(生活保護)

- 1、生活保護の国庫負担率の削減、生活扶助基準の引き下げ、有期制の導入に反対すること。
- 2、住宅扶助や勤労控除などを引き上げ「健康で文化的な生活水準が維持できる」

ようにすること。そのために当面県内3級地を2級地に引き上げるよう要求すること。

- 3、老齢加算を復活し・母子の加算の段階的廃止は中止すること。
- 4、通院移送費の打ち切り・制限強化をする医療費運営要領(平成20年4月1日)を撤回するよう国に要求すること。最低生活と必要な医療を保障するために、通院移送費は従来どおり支給すること。移送費抑制のために本人の意に反した医療機関の変更、強制はしないこと。
- 5、生活保護の申請権は無条件に保障すること。住居がない方の申請・調査・決定までの対応は迅速におこなうこと。
- 6、居住している土地・家屋の売却を強制する「長期生活支援制度」の実施は中止すること。
- 7、「生活保護の決定は14日以内」の法的期限を守ること。
- 8、休日・夜間などでも安心して受診できるように、診療依頼書方式をすべての福祉事務所で実施するよう指導・援助すること。
- 9、生活保護制度についてよく説明するとともに、支給通知書は内容がわかりやすいように改善すること。
- 10、就労者、障害者世帯には、自動車の使用・保有は原則的に認めること。
- 11、物価高騰の被害を軽減するために、インフレ手当、福祉灯油を支給すること。

(平和問題)

- 1、憲法9条を守り、自衛隊海外派兵恒久法の制定を許さず、新テロ特別措置法の延長に反対すること。

以上